

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

平素は西兵庫信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和8年4月1日より普通預金・貯蓄預金を対象に下記のとおり「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことと致しました。

本手数料は、長期間ご利用のない預金口座の利用再開促進と不正利用による被害を未然に防止するために実施するもので、通常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象となる口座について

以下の①～⑥のすべてに該当する口座を未利用口座とし、未利用口座管理手数料の対象といたします。

①	普通預金口座（総合口座・無利息の決済性普通預金口座を含みます）・貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しのご利用（該当口座のお利息の元本への組み入れ、および未利用口座手数料の引き落としは除きます）がない口座であること。
③	残高が1万円未満での口座であること。
④	同一店舗で、定期性・投資信託・国債・外貨預金・保険などのお取り引きがないこと。
⑤	同一店舗で、お借り入れがないこと。
⑥	口座名義人が18歳未満でないこと。

※ 通帳紛失などによりご利用を停止されている口座も含みます。

※ 通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が対象となることはありません。

2. 未利用口座管理手数料の金額

1,320円（年間・消費税込み）

3. 未利用口座管理手数料徴求時のご案内と引き落としについて

- ・口座が未利用となった場合は、事前に当金庫お届けのご住所あてに「ご案内」を送付します。
- ・ご案内後、一定期間（3ヵ月）経過後も未利用口座の状態が続く場合は、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。
※送付したご案内が到着または到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- ・翌年以降も未利用口座の状態が続く場合は、未利用口座管理手数料の対象となります。
- ・なお、対象となったお客様におかれましては、口座利用によるお取引の再開、または今後ご利用予定のない場合には、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

4. 口座の自動解約について

- ・未利用口座管理手数料の引き落としの際に口座残高が当該手数料に満たない場合は、残高を当該手数料の一部とさせていただきます、当該口座を自動的に解約いたします。
- ・この場合、口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。
- ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

以上